

# 2021年度『自賠責保険研修会』

日 時：2021年8月25日（水）14：00～16：00

場 所：ウインク愛知 大ホール

## 次 第

司 会 愛知県労災指定医協会 副会長 浅井 貴裕

### 1 開 会

### 2 挨 拶

愛 知 県 医 師 会 理 事

河 村 英 徳

愛知県損害保険医療協議会損害保険代表幹事

菅 井 秀 隆

### 3 実 務 講 習

「 交通事故の診療に関する留意点について 」

愛知県労災指定医協会 副会長

浅 井 貴 裕

### 4 学 術 講 習

「 交通事故被害者の治療費請求の法律関係

～一括請求合意後の支払拒否をめぐる法的判断～ 」

宮澤・内田法律事務所

弁護士 宮 澤 俊 夫

<休憩（10分）>

### 5 自 賠 責 講 習

「 自賠責保険のしくみ 請求書の受付から支払いまで 」

損害保険料率算出機構名古屋第一自賠責損害調査事務所

所 長

高 田 靖 久

### 6 閉 会

アンケートにご協力をお願いします。

共 催：（公社）愛知県医師会、（一社）愛知県労災指定医協会、（一社）日本損害保険協会中部支部  
損害保険料率算出機構名古屋第一自賠責損害調査事務所

# **交通事故被害者の治療費請求の法律関係**

## **～一括請求合意後の支払い拒否をめぐる法的判断**

愛知労働局労災法務専門員

愛知労働局公共調達監視委員会委員長

弁護士 宮 澤 俊 夫

〒460－0002

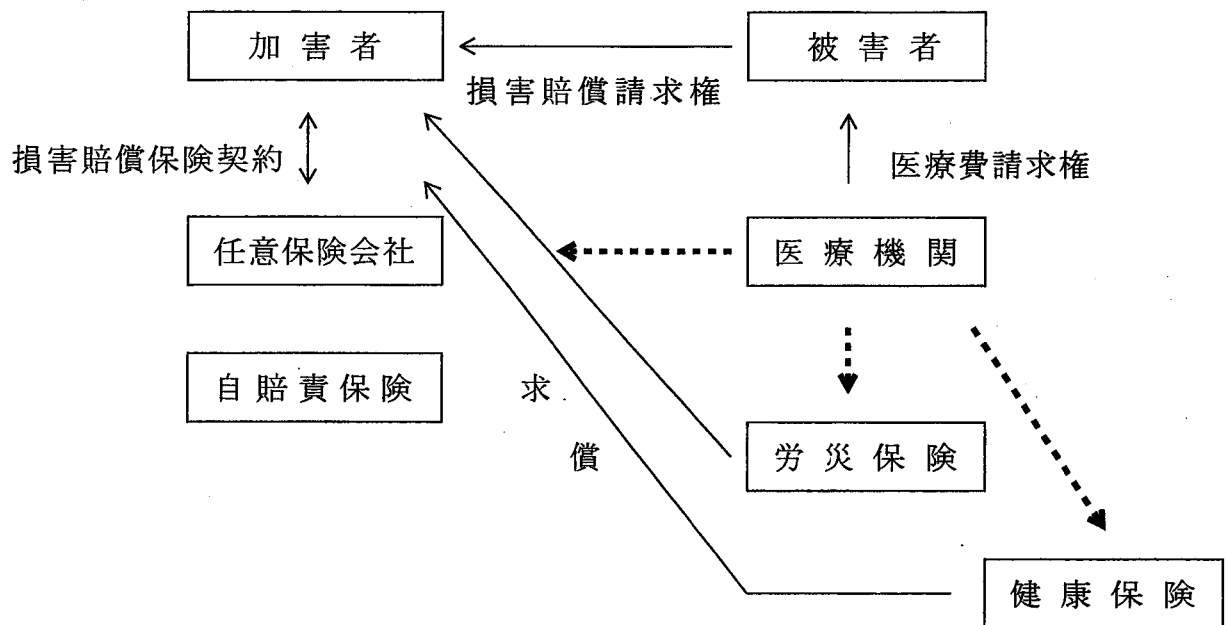
名古屋市中区丸の内三丁目29番6号

豊友ビル3階

電話 052－961－7121

FAX 052－961－7125

## 交通事故の権利義務関係



## 1 被害者の加害者に対する損害賠償請求権

被害者の損害

- ① 治療費
- ② 通院交通費
- ③ 入院雑費
- ④ 休業損害
- ⑤ 入通院慰謝料
- ⑥ 後遺障害逸失利益
- ⑦ 後遺障害慰謝料
- ⑧ 死亡逸失利益
- ⑨ 死亡慰謝料

## 2 損害賠償責任保険

任意保険

自賠責保険

## 3 治療費は、本来医療機関が患者に対して請求すべきもの

治療費損害は、本来被害者が加害者に対して請求すべきもの

#### 4 医療機関の保険会社に対する治療費請求

##### 一括請求

「一括払い」とは、加害者が加入する任意保険会社が自賠責保険の分も含めて被害者にまとめて支払う方法。後で、任意保険会社が自賠責保険の会社に自賠責分を請求する。

「一括払いの合意は、医療機関に損害保険会社に対して法的な治療費の支払い請求権を認めたものではない。」（大阪高裁平成1年5月12日判決・判時1340号132頁）

#### 5 未払い治療費の回収方法

患者の住所・電話番号・勤務先を確認しておく。

入院の場合には保証人をとる。

保証人の住所・電話番号・勤務先を確認しておく。

保証人には支払い能力のある人を。

弁護士名で内容証明郵便による支払催告

治療費請求訴訟を提起

## 6 一括請求拒否事由

### (1) 保険金不正受給者

「当たり屋」

### (2) 不当に長い治療期間

### (3) 治癒・症状固定

## 7 交通事故受傷時に健康保険を使うかどうかは患者の自由

## 8 診断書記載内容は慎重に

### 刑法160条（虚偽診断書作成罪）

「医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡診断書に虚偽の記載をしたときは、3年以下の禁固又は30万円以下の罰金に処する。」

## 9 労災保険への医療費請求

第三者行為災害

求償

損害賠償請求権の法定代位



## ①愛知県の交通事故発生状況

|     | 人身事故件数  |          |
|-----|---------|----------|
|     | 愛知県     | 全国       |
| H20 | 52,954件 | 766,394件 |
| H30 | 35,258件 | 430,601件 |
| R2  | 24,879件 | 309,178件 |

|  | 死亡者数 |        |
|--|------|--------|
|  | 愛知県  | 全国     |
|  | 318人 | 5,209人 |
|  | 189人 | 3,532人 |
|  | 154人 | 2,839人 |

(愛知県警HP、警視庁HPより)

## ②自賠責保険の支払保険金

|     | 愛知県   | 全国      |
|-----|-------|---------|
| H27 | 517億円 | 7,948億円 |
| H29 | 491億円 | 7,510億円 |
| R1  | 429億円 | 6,808億円 |

(自動車保険の概況・2020年度版：損保料率機構編より)

## ③自賠責保険の主な特色

## 1)加害者側に無過失の立証責任を課した

加害者側が無過失であることを立証できなければ、被害者の人身損害に対する賠償責任を免れることができないため、被害者が損害賠償を受けやすくなっています。

## 2)自賠責保険契約は強制加入となっている

加害者の賠償資力を確保する趣旨から、一部の適用除外車を除くすべての自動車(原付を含む)に自賠責保険の加入を義務付けることにより、被害者が確実に最低限の損害賠償を受けられるようになっています。

## 3)政府の保障事業による救済制度を設けている

万一、加害車に保険がつけられていなかったり、ひき逃げされてしまった等の理由により、自賠責保険で支払いが受けられないような場合、被害者に対して政府の保障事業で救済を図ることとしています。

## 4)ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠責保険は強制保険であり、被害者の救済を目的とする社会政策的色彩が強い保険であるため、保険料算出にあたっては適正原価主義をとり、営利目的の介入を認めていません。これを「ノーロス・ノープロフィット(No Loss No Profit)の原則」と呼んでいます。すなわち、保険会社には損失を与えない一方で、利益も与えないこととしており、経理面その他自賠責保険の運営全般がこの原則に基づいて行われています。

## ④自賠責保険の補償内容 (パンフレット3・4頁参照)

自動車の運行によって、他人を死傷させた場合の人身事故による損害について支払われる保険です。車両等の物的損害は対象になりません。

被害者1名あたりの支払限度額と請求できる損害の範囲

傷害による ⇒支払限度額 120万円  
損害

(治療関係費・慰謝料・文書料・休業損害等)

後遺障害に ⇒支払限度額 4,000万円～75万円  
よる損害 (等級により異なります)

(逸失利益・慰謝料等)

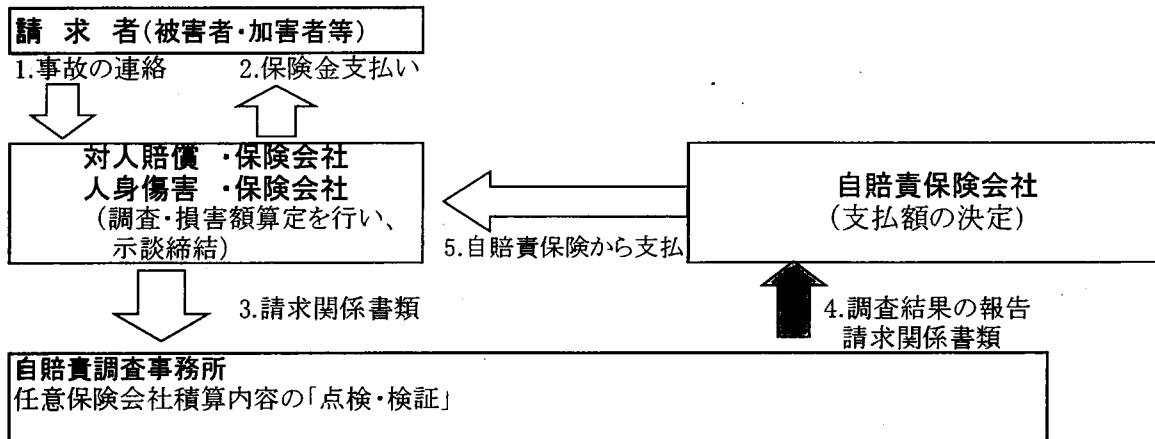
死亡による ⇒支払限度額 3,000万円  
損害

(逸失利益・慰謝料・葬儀費)

## ⑤治療費の保険会社等への請求について

### 1)任意保険会社へ請求する方法

⇒対人賠償保険一括払い、人身傷害保険一括払い

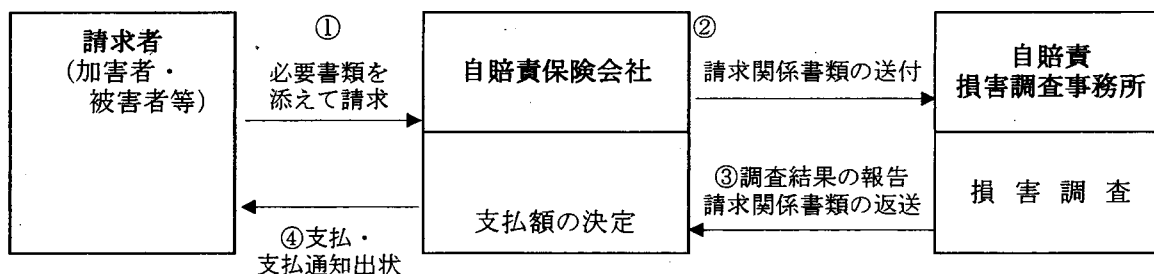


### 2)自賠責保険へ直接請求する方法

⇒加害者からの請求、被害者からの請求等

**加害者からの請求 (15条請求)** …自賠法第15条に基づく保険金請求権  
被保険者(保有者と加害運転者)が被害者に対する損害賠償金を支払ったとき、その支払った限度において保険会社に保険金の支払を請求することができます。

**被害者からの請求 (受任請求を含む) (16条請求)** …自賠法第16条に基づく損害賠償額の請求権  
被害者は加害者の契約している保険会社に、保険金額の限度において損害賠償額の支払の請求をすることができます。



\* 調査事務所では、請求関係書類に基づいて、事故発生状況、支払の的確性および発生した損害の額などを公正かつ中立な立場で調査を行います。また、書類だけでは事故に関する事実確認ができないものについては、事故当事者に事故状況照会、病院照会、事故現場調査など必要な調査を行い、損害保険会社等に調査結果を報告します。

\* 損害保険会社等は、支払額を決定し、請求者に支払います。

## ⑥被害者の死亡・行方不明等により治療費が回収できない場合⇒事務管理請求

事務管理請求とは = 民法697条:事務管理行為に基づく請求

|         |                                                                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア) 内容   | 被害者が治療費を支払わず、かつ医療機関に委任もせずに行方不明あるいは死亡した場合、医療機関は自賠責保険に治療費の直接請求を行うことができる。                                                                                |
| イ) 留意点  | ・行方不明等、前提条件が整っている場合に機能する手段で、全ての回収不能事案に対応できるものではない。<br>・重過失減額・時効の適用を受け、私病の治療費は対象外。<br>・被害者の委任状や病院の念書は不要。ただし、委任状を取得することなく行方不明・死亡に至った経緯を記載した「経緯書」の提出は必要。 |
| ウ) 書類受付 | 相手方の加入する自賠責保険会社の窓口(交通事故証明書に記載あり)                                                                                                                      |

\* 請求に必要な書類の例(詳細については損害保険会社等に照会ください)

- |             |              |                |         |
|-------------|--------------|----------------|---------|
| 1. 保険金請求書   | … 自賠責保険会社備付け | 4. 診断書・診療報酬明細書 |         |
| 2. 病院の印鑑証明書 |              | 5. 経緯書         | … 書式は自由 |
| 3. 交通事故証明書  | … 郵便振替で取得    | 6. 郵便不着資料      | … 配達証明等 |

## 交通事故の診療に関する留意点について 第2版

交通事故診療に対する受付の際には、

日本損害保険協会発行の「交通事故被害者のために」などを参照し、自由診療で受診するか、保険診療で受診するかを必ず確認して下さい。

自由診療を選択した場合、医療機関発行の同意書に署名をもらい、警察へ提出する診断書の要否を確認して下さい。

- ・ 診断書の交付を希望する場合、人身傷害事故としての対応とする。
- ・ 診断書の交付を希望しない場合、物損事故としての対応とする。
- ・ 免責事案なども考慮し、“本人確認のため”に運転免許証や保険証の控えをとっておいて下さい。

保険診療を選択した場合、第三者行為災害届を提出してもらうことや治療などは健保ルールとなることを書面などで説明し、健康保険法第74条や療養担当規則5条に則り、窓口で一部負担金等の受領を必ず行って下さい。

\* 損害保険会社から「健保一括払」などと言われても、応じないようにして下さい。

健保使用の際の第三者とは、自動車損害賠償保障法第3条で下記のように規定されています。

「自己のために自動車を運行する用に供するものは、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、事故及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意または過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではない。」

第三者行為災害の場合、健康保険を使用する際には「第三者行為による傷病届」を協会けんぽへ提出することによって被害者（患者）が持っている損害賠償請求権を協会けんぽは取得し、加害者（損害保険会社など）へ立て替えた医療費の請求を行います。労災の場合は、第三者行為災害届を労働基準監督署へ提出することによって、政府が労災保険給付と引き換えに被災者等が第三者に対して持っている損害賠償請求権を取得し、この権利を第三者（交通事故の場合は保険会社など）に直接行使することをいいます（求償）。

「第三者行為 事務処理の流れ」および「第三者行為災害のしおり」を参照して下さい。

診療の際には、

自由診療であっても、健康保険使用時と同様に、適切に検査治療を行って下さい。

リハビリテーションを行う場合も、自由診療であっても健康保険診療同様に疾患別リハビリテーションで算定している場合は、1単位20分などのルールは順守して下さい。

労災準拠とし再診時療養指導管理料を算定する場合は、日常生活動作や機能回復についての説明内容をカルテに記載して下さい。

治療終了の際には、

症状の消失、軽減など改善をもって患者了承の上、終了となる場合が多いと思われませんが、損害保険会社から患者の承諾なしに医療機関へ「治療費の支払い終了」もしくは患者へ一方的に「治療費の支払い終了」を告げる場合があります。

支払いの中止は治療の終了ではないものの、患者のみならず医療機関も混同する言葉なので充分留意して下さい。

「治療の終了」は医師の裁量で行われるものであり、損保会社が言えることは、あくまで「治療費の支払い終了」です。以降も治療が必要であるならば、健康保険での治療か、自由診療での治療での対応となります。患者の加害者に対する損害賠償請求権(民法422条 令和2年4月1日より改正)は存在しますが、一度「治療費の支払い終了」となった場合、現実として損害保険会社が求償に応じることはないと思われれます。

後遺症診断書作成の際には、

日本臨床整形外科学会から平成29年5月9日に「交通事故診療における症状固定。後遺症の考え方」を、令和元年10月23日協会報第116号に「症状固定と後遺症診断書についての患者説明用文書」を、添付していますので参照して下さい。

さいごに、

令和2年9月に日本臨床整形外科学会編集の「Q&Aハンドブック交通事故診療第6版」が刊行されています。本文章中にも引用部位もありますが、日常交通事故診療に役立つことが多く記載されており、文書のダウンロードなどでもできるようになっておりますので、購入いただき利用して頂くことをお勧め致します。